

四日市市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 5 月 2 8 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 4 4 号

四日市市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

四日市市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則（平成 2 0 年四日市市規則第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（第一種動物取扱業登録の要件確認） 第 2 条 省令第 2 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する書類は、法第 1 2 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類（第 1 号様式）によるものとする。</p>	<p>（第一種動物取扱業登録の要件確認） 第 2 条 省令第 2 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する書類は、法第 1 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに該当しないことを示す書類（第 1 号様式）によるものとする。</p>

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

動物愛護管理法第12条第1項第1号から第7号の2までに
該当しないことを示す書類

四日市市保健所長

申請者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

以下の者は、動物愛護管理法第12条第1項第1号から第7号の2までのいずれにも該当しません。

- 申請者
- 当該法人の役員
- 動物取扱責任者
- 使用人

第8号様式及び第9号様式を次のように改める。

第 8 号様式（第 8 条関係）

(表)

<p>身 分 証 明 書</p> <p>第 号</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>上記の者は、三重県動物の愛護及び管理に関する条例第13条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明します。</p> <p>年 月 日発行</p> <p>四日市市長 印</p>	<p>写真</p>
--	-----------

(裏)

<p>三重県動物の愛護及び管理に関する条例抜粋</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第13条 知事は、この条例の実施を確保するため必要があると認めるときは、飼い主から報告を求め、又は当該職員をして飼養場所に立入検査をさせ、若しくは飼い主その他の関係者に質問させることができる。</p> <p>※上記の知事の権限は、三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年三重県条例第2号）により、市長に移譲されています。</p>	<p>2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
---	---

12.0cm

8.0
cm

第9号様式（第8条関係）

（表）

身 分 証 明 書	
第 号	
所属	写 真
職名	
氏名	
年 月 日生	
上記の者は、三重県動物の愛護及び管理に関する条例 第14条第1項の規定による動物愛護管理員であるこ とを証明します。	
年 月 日発行	
四日市市長 印	

↑
12.0cm

← 15.0cm →

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日において、この規則による改正前の四日市市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の規定により交付されている身分証明書は、この規則による改正後の四日市市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の規定により交付された身分証明書とみなす。

(健康福祉部衛生指導課)